

[事案 23-175] 遅延利息支払請求

・平成 24 年 6 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から支払対象となる保険ではないと誤った説明をされ、請求勧奨もなかったために、速やかに高度障害保険金の請求ができなかったとして、高度障害認定日から実際に保険金を請求した日までの遅延利息の支払い等を求めて、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 1 月に脳内出血により入院し、同年 12 月にかけて、5 回入院、6 回手術を実施したが、給付金請求時に、被保険者の全介護の病状・状態を募集人に話したところ、「(本契約は) 高度障害保険金の支払対象となる保険ではない」と誤った説明をし、高度障害保険金の請求勧奨もなかった。

その後、平成 22 年に照会したところ状態が高度障害保険金の支払対象であることが判明したため、同年 8 月に高度障害保険金を請求し、支払われたが、(平成 16 年 3 月が高度障害認定日) 募集人が正しい説明をし、または勧奨を怠らなければ、平成 16 年に請求ができていたので、高度障害認定日から実際に請求をした日までの遅延利息を請求する。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人(被保険者の相続人)の請求に応ずることはできない。

高度障害保険金が本保険の支払対象であること、高度障害保険金支払いの履行期は、請求書類が当社に到達した日を起算日とすることは、本保険の約款に定める契約内容となっており、契約者(被保険者)はその点を知り得、また、申立人が主張するような募集人の高度障害保険金に関する誤説明の事実もない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面の内容、および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

(1) 保険法の施行に伴い本契約に適用される約款(「保険法施行に伴う取扱特約条項」)によると、高度障害保険金支払いの履行期は、請求書類が保険会社に到達した日から起算して所定の日数が経過した日とされている。

従って、本件の履行期は、請求書が提出された日(平成 22 年 8 月)から起算して所定の日数を経過した日であり、高度障害認定時に遡って遅延利息の請求を認めることはできない。

しかし、申立人が主張する事実が認められる場合には、保険会社に損害賠償責任を認める余地があるため、申立人の主張事実の有無について検討する。

(2) 事情聴取において、申立人は、その主張事実に沿った陳述をするが、募集人は本契約が高度障害保険金の対象の保険ではないので請求できないと述べた事実はなく、また、被

保険者が高度障害状態に該当する可能性があることを窺わせる話を申立人から聞いた事実もない旨を陳述する。このように双方の陳述が異なる事案の事実認定は極めて困難で、請求する側（本件では申立人）の主張を窺わせる様な事実（間接事実）が認められない限り、請求する側の主張事実は認められないと言わざるを得ない。

本件においては、申立人の陳述以外に、申立人の主張を窺わせるような事実は見当たらないので、請求を認めることはできない。

- (3) 保険会社は、給付金請求時の資料から、別の保険事故の発生ないし発生可能性を認知した場合には、保険金の請求案内を行なうことが求められる（生命保険協会作成「保険金等の請求案内事務に関するガイドライン」）。

本件において、保険会社が高度障害保険金の請求案内を行なうべきであったかについて検討するに、各入院及び手術給付金請求時に提出された診断書などの記載から、被保険者が高度障害状態であると認知できる、または、高度障害状態であることが相当の蓋然性をもって認知できるとまでは認められないので、保険会社が高度障害保険金の請求案内を行なわなかったことに問題があったとすることはできない。